

(予 算)

平成 31 年度生活衛生・食品安全関係予算案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について
(1) 輸出国における衛生対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
(2) 輸入時(水際)における衛生対策・・・・・・・・ 10

2. 検疫業務関係について
(1) 検疫業務における水際対応(G20大阪サミット、ラグビーワールドカップ等
に向けて)・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(2) 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施・・ 13

3. 食品の安全確保対策について
(1) 食中毒発生時・予防対策・・・・・・・・ 14
(2) 食品等の監視指導・・・・・・・・ 19
(3) 食肉・食鳥肉の安全対策・・・・・・・・ 21
(4) 食品中の放射性物質への対応・・・・・・・・ 26

4. 食品に関する規格基準の策定等について
(1) 食品中の残留農薬等の対策・・・・・・・・ 28
(2) 食品中の汚染物質等の対策・・・・・・・・ 29
(3) 食品添加物の対策・・・・・・・・ 31
(4) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策(法改正事項以外)・・・・・・・・ 35
(5) 健康食品の安全性確保・・・・・・・・ 36
(6) 遺伝子組換え食品等の安全性確保・・・・・・・・ 37
(7) その他・・・・・・・・ 39

5. その他食品関係
(1) カネミ油症対策・・・・・・・・ 41
(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力・・・・・・・・ 44
(3) 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション・・・・・・・・ 46

6. 生活衛生行政について
(1) 生活衛生関係営業等への対応について・・・・・・・・ 47
(2) ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用方針等
・・・・・・・・ 49

7. 水道行政について
(1) 改正水道法について・・・・・・・・ 57
(2) 水道事業関係予算について・・・・・・・・ 59

(予 算)

平成31年度 生活衛生・食品安全関係予算案の概要

平成30年12月

厚生労働省医薬・生活衛生局（生活衛生・食品安全部門）

※他省庁、他局計上分を含む

1. 食の安全・安心の確保など

147億円（136億円）

（1）残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進【一部新規】

1,343百万円（1,310百万円）

残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を計画的に進める。特に、食品用器具・容器包装の規制について、国際標準との整合性を考慮したポジティブリスト制度（※）の導入に伴う規格基準を策定するとともに、基準の適否を確認する分析法の開発を推進する。

※ ポジティブリスト制度：原則使用を禁止した上で、使用を認める物質をリスト化するもの

（2）HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等

605百万円（309百万円）

改正食品衛生法により、全ての食品等事業者に対しHACCP（※）に沿った衛生管理が制度化されるため、HACCP導入に関する業種別手引書等の周知及び相談支援を行う。

また、食品等事業者による営業許可申請等の行政手続コストの削減、食品リコール情報の一元管理等の観点から、引き続き電子申請等の共通基盤システム整備を進める。

※ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）：食品の製造・加工工程で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、特に重要な対策のポイントを重要管理点として定めた上で、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法

(3) 検疫所における水際対策等の推進

11,559百万円(10,848百万円)

① 観光立国推進に対応した検疫機能の強化【一部新規】

11,559百万円の内数(10,848百万円の内数)

「観光立国推進計画」及び「明日の日本を支える観光ビジョン」(訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人とするなどの目標)を踏まえ、国際的に脅威となる感染症の水際対策に必要な検疫機能の強化を図るため、人員の確保や患者搬送車両等の体制整備を行う。

② 輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化

11,559百万円の内数(10,848百万円の内数)

経済連携協定の進展等に伴い、今後も海外からの輸入食品の増加が見込まれることを踏まえ、食の安全・安心を守るため、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化を図る。

(4) 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

1,223百万円(1,172百万円)

① 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

② 食品の安全の確保に資する研究の推進

787百万円(736百万円)

食中毒の予防や食品中の化学物質等の基準設定、検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。

③ カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

427百万円(427百万円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援施策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性を踏まえ、患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

655億円（379億円）

※他省庁計上分を含む

国民生活を支えるライフラインである水道施設の強靱化・広域化や安全で良質な給水を確保するための施設整備や、非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事、水道事業のIoT活用等を進める。

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

50億円（46億円）

生活衛生関係営業における生産性向上を推進するため、生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談等や、最低賃金の引上げの影響が大きい生活衛生関係営業者に対する収益力向上等に関するセミナー等を実施するとともに、業の振興や発展を図るための組織基盤の強化を通じた衛生水準の確保・向上、相談支援体制の強化等を行う。

4. 復興関連施策（復興庁計上）

・食品中の放射性物質対策の推進【一部新規】 198百万円（97百万円）

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

また、福島県産農水産物と同様に、未だ風評が払拭されていない県産加工食品に対し、「ふくしま食品衛生管理モデル」を導入し、事業者が消費者や取引先に対して行う安全性の確保に向けた取組の情報発信を支援する。

・水道施設の災害復旧に対する支援 90億円（64億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成31年度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

・被災した生活衛生関係営業者への支援 3.3億円（4.3億円）

株式会社日本政策金融公庫が東日本大震災復興特別貸付等の融資を行うために必要な財政支援を行う。

平成31年度 生活衛生・食品安全関係予算(案)総括表
1. 食の安全・安心の確保など

(単位:百万円)

事 項	平成30年度 当初予算額 (A)	平成31年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比 (B)÷(A)
1 残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,310 > 1,310	< 1,343 > 1,343	< 33 > 33	102.5% 102.5%
(1)残留農薬・食品添加物等の規格基準策定の推進	< 1,072 > 1,072	< 1,028 > 1,028	< △ 44 > △ 44	95.9% 95.9%
(2)食品用容器包装などの安全確保対策の推進	< 174 > 174	< 230 > 230	< 56 > 56	132.2% 132.2%
(3)食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 40 > 40	< 40 > 40	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(4)健康食品の安全確保対策の推進	< 25 > 25	< 46 > 46	< 21 > 21	184.0% 184.0%
2 HACCPの制度化などによる的確な監視・指導対策の推進等	< 309 > 288	< 605 > 582	< 296 > 294	195.8% 202.1%
(1)食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 159 > 148	< 151 > 138	< △ 8 > △ 10	95.0% 93.2%
(2)輸出促進も視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進	< 150 > 140	< 454 > 444	< 304 > 304	302.7% 317.1%
3 検疫所における水際対策等の推進	< 10,848 > 10,848	< 11,559 > 11,559	< 711 > 711	106.6% 106.6%
(1)観光立国推進に対応した検疫機能の強化	< 10,848 > 10,848	< 11,559 > 11,559	< 711 > 711	106.6% 106.6%
(2)輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化	< 10,848 > 10,848	< 11,559 > 11,559	< 711 > 711	106.6% 106.6%
4 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,172 > 436	< 1,223 > 436	< 51 > 0	104.4% 100.0%
(1)食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 9	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(2)食品の安全の確保に資する研究の推進	< 736 > 0	< 787 > 0	< 51 > 0	106.9% —
(3)カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 427 > 427	< 0 > 0	100.0% 100.0%
合計(一般会計)	< 13,639 > [7,431] 12,882	< 14,730 > [7,633] 13,920	< 1,091 > [202] 1,037	108.0% 102.7% 108.1%

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

食品中の放射性物質対策の推進	97	198	101	204.1%
----------------	----	-----	-----	--------

- 注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数において合計と一致しない場合がある。
②. 上段< >は他局計上分を含む。
③. 3には検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の []は検疫所の人件費分。

2. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

(単位:百万円)

事 項	平成30年度 当初予算額	平成31年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
強靱・安全・持続可能な水道の構築	< 37,918> 30,112	< 65,489> 55,701	25,589	185.0%	
1. 施設整備費等(※)	< 37,820> 30,014	< 65,392> 55,604	25,590	185.3%	
(1)水道施設整備費補助	< 17,483> 9,680	< 21,749> 11,964	2,284	123.6%	
(2)指導監督事務費	< 53> 50	< 53> 50	0	100.0%	・指導監督事務費
(3)補助率差額	1	1	0	100.0%	・北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
(4)災害復旧費(東日本大震災を除く)	350	356	6	101.7%	・水道施設災害復旧事業
(5)調査費	33	33	0	100.0%	・水道施設整備事業調査費等
(6)生活基盤施設耐震化等交付金	19,900	43,200	23,300	217.1%	・生活基盤施設耐震化等交付金
2. 水道安全対策等	98	97	△ 1	99.0%	1. 水道水源水質対策の推進 10 2. 新水道ビジョンの推進 43 水道インフラシステム輸出拡大推進事業 18 水道水質管理向上に関する検討調査費 4 官民連携等基盤強化支援事業費 11 水道の基盤強化方策推進費 5 水道施設強靱化推進事業 6 3. 水質管理等強化の推進 14 4. 給水装置対策の推進 17 5. その他(国際分担金など) 12

(※)上段< >は他省庁計上分を含む。

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

事 項	平成30年度 当初予算額	平成31年度 予算(案)	対前年度 増△減額	対前年度 比 率	備 考
水道施設の災害復旧に対する支援	6,370	8,996	2,626	141.2%	復興庁一括計上 ・水道施設災害復旧事業 8,996

3. 生活衛生関係営業の活性化や振興など

(単位:百万円)

事 項	平成30年度 当初予算額 (A)	平成31年度 予算(案) (B)	対前年度 増△減額 (B)-(A)	対前年度 比率 (B)/(A)	備 考
生活衛生関係営業の活性化や振興など	4,623	4,964	341	107.4%	
1 生活衛生金融対策費	3,445	3,634	189	105.5%	株式会社日本政策金融公庫補給金 〔貸付計画額: 1,150億円〕
2 生活衛生関係営業行政経費	1,176	1,328	152	112.9%	
(1) 生活衛生等関係費	33	155	122	469.7%	
ア 生活衛生関係営業振興等対策費	27	148	121	548.1%	生活衛生関係営業における生産性向上 推進事業124百万円
イ 建築物環境衛生管理対策費	7	7	0	100.0%	※ 平成31年度シックハウス対策予算に ついては、左記のほか他部局におい て76百万円を計上。
(2) 生活衛生営業対策費	1,142	1,173	31	102.7%	
ア 生活衛生関係営業対策事業費 補助金 (全国指導センター、都道府県、 連合会・組合)	1,142	1,155	13	101.1%	生活衛生関係営業収益力向上事業 86百万円
イ ビルクリーニング業における外国人材 確保事業	0	18	18	-	
3 医師等国家試験費	1	1	0	100.0%	
(1) 建築物環境衛生管理技術者 国家試験費	1	1	0	100.0%	

<東日本大震災復興特別会計>

(単位:百万円)

被災した生活衛生関係業者への支援 (復興庁計上)	433	329	△ 104	76.0%	
株式会社日本政策金融公庫出資金	433	329	△ 104	76.0%	

(連 絡 事 項)

1. 輸入食品の安全確保対策について

輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このため、年度毎に「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際段階、③国内流通段階の3段階で対策を実施している。

(1) 輸出国における衛生対策

従前の経緯

- 輸出国における衛生対策の推進として、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及び発生防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図るほか、必要に応じ、担当官を派遣して輸出国の衛生対策の調査、我が国における食品衛生規制を周知するための説明会等を実施している。
- 日中間については、「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を閣僚級で策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施している。
平成30年度は、東京において、「日中食品安全推進イニシアチブ第三回閣僚級会議」を開催し、2011年度以降の両国の取組みを確認するとともに、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を促進させていくことを確認した。
- 平成29年度は、台湾、中国、ニュージーランド及びベルギーについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。
また、韓国産まくわうり並びに英国産、オーストラリア産、カナダ産及び米国産、牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。
その他、海外での問題発生情報等に基づく緊急対応等のため、二国間協議又は書簡交換を行った。
- 平成30年度は、12月末時点で、オランダ、トルコ及び南アフリカについて現地調査を行い、関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行った。
また、イタリア産、英国産及びスペイン産牛肉について、対日輸出食品の管理状況の現地調査を実施した。

今後の取組

- 引き続き、個別問題が発生した際の二国間協議及び現地調査を通じた輸出国段階の衛生対策の検証を行うほか、問題発生 of 未然防止を図るため、主要な輸出国に対し、計画的に現地調査を行い、輸出国における関係制度、管理体制並びに生産者及び製造者の取組状況について調査を行うとともに、輸出国の政府担当者や食品等事業者に我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。
- 平成31年度輸入食品監視指導計画案については、1月～2月の間にパブリックコメント

手続を実施するとともに、2月13日に東京、2月18日に大阪で意見交換会を開催する。

- 輸出国において食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置（HACCPに基づく衛生管理）が講じられていることが必要な食品※については、当該措置が講じられていることを輸出国の政府機関が確認した施設等において製造等されたものでなければ、輸入できなくなるよう調整を進めている。

※ 食肉、食鳥肉等を想定。

- また、乳、乳製品や生食用カキやフグなど、特に生産段階での衛生管理が重要な食品の輸入に当たっては、食品衛生上の管理状況等について、輸出国政府による衛生証明書の添付を要件とするよう調整を進めている。

（２）輸入時（水際）における衛生対策

従前の経緯

- 輸入時の衛生対策としては、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施するとともに、モニタリング検査における違反の検出等に照らして違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品について、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。

（注）モニタリング検査の件数は、食品群ごとや検査項目ごとに統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査件数を基本として設定される。

- 平成29年度には、約243万件の輸入届出に対して、200,233件（モニタリング検査54,088件（延べ99,455件）、検査命令59,477件、指導検査等90,466件の合計から重複を除いた数値）を実施し、そのうち、821件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 平成30年度上半期には、約123万件の輸入届出に対して103,262件（モニタリング検査30,496件、検査命令28,842件、指導検査等45,769件の合計から重複を除いた値）を実施し、そのうち、385件を食品衛生法違反に該当するものと確認し、輸入者に対して廃棄、積戻し等の措置を求めた。
- 輸入時のモニタリング検査において、フィリピン産バナナからフィプロニルが複数回検出されたことから、検査命令を実施するよう措置を講じるとともに、フィリピンにおいて現地調査を実施し、フィリピン政府に対して原因の究明及び再発防止措置の構築を求めた。
- 国内において食中毒が発生した事例のうち、中国産食用ういが原因と疑われる腸炎デブリオ食中毒事例については、関連が疑われる製造者からの中国産食用ういについて、自主検査を実施するよう措置を講じ、韓国産養殖ひらめを原因とする *kudoa septempunctata* 食中毒事例については、原因となった養殖場のひらめについて、検査命令を実施するよう措置を講じた。

今後の取組

- 引き続き、検疫所において、「輸入食品監視指導計画」に基づきモニタリング検査を実施する。

また、厚生労働省において、前年度のモニタリング検査の結果等を勘案して、平成 30 年度の「輸入食品監視指導計画」を策定する。具体的には、これまでの対策を継続して実施するとともに、輸入者が初めて輸入する食品等を中心に食品等輸入届出書の内容と実際の貨物との同一性の確認を引き続き実施する。また、モニタリング検査にて法違反が判明した際に速やかな流通状況調査、回収措置等が行えるよう、引き続き、輸入者に対して販売計画の提出を指導する。さらに、我が国の HACCP 制度化を見据え、輸出国における HACCP の導入状況を調査する。

- そのほか、輸入食品監視業務の効率化を図るため、輸入食品監視支援システム (FAINS) の機能性の向上を図るとともに、輸入者等の依頼を受けた登録検査機関の検査が適切に実施されるよう、地方厚生局を通じた登録検査機関に対する指導監督の徹底に努めることとしている。

また、輸入者に対する輸入前指導の一層の推進を図ることとしている。

都道府県等に対する要請

- 次に掲げる 3 点をお願いします。

- ① 国内で流通する輸入食品については、「輸入食品監視指導計画」のほか、厚生労働省ホームページ及び食中毒調査支援システム (NESFD) に掲載された輸入者に対する検査命令に関する通知、食品衛生法違反に該当する食品に関する情報等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施すること。
- ② 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したときや、輸入食品を原因とする食中毒事案を確認したときは、輸入時の水際段階の検査や国内流通段階の監視指導が迅速に実施されるよう、直ちに厚生労働省、関係都道府県等に連絡すること。
- ③ 輸入時の水際段階の検査、海外情報等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において回収等の措置を命令するなど、監視指導を適切に実施すること。

2. 検疫業務関係について

(1) 検疫業務における水際対応（G20 大阪サミット、ラグビーワールドカップ等に向けて）

①国際的に脅威となる感染症への健康監視の的確な実施

従前の経緯

- 検疫所は、検疫法第 18 条第 2 項の規定に基づき感染症の国内侵入を防止するため、感染の疑いがある者のうち、停留されない者について健康監視を実施している。
- 平成 29 年度健康監視実績は 63 件である。

都道府県等に対する要請

- 各検疫所において把握した健康監視対象者に関する情報は、各検疫所から当該者の居所の所在地を管轄する都道府県等に連絡しており、該当する都道府県等においても、その後の健康状態に応じて、適宜、連携し対応いただいている。
- 本年は G20 大阪サミットやラグビーワールドカップ等があり、訪日外国人旅行者が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えており、引き続き、ご協力をお願いする。

②感染症患者等の搬送手段の確保

従前の経緯

- 検疫所は、一類感染症の疑似症患者等が発見された場合、検疫所長は隔離・停留のため感染症指定医療機関まで当該疑似症患者等を搬送することとなっている。
- 離島内で発見された一類感染症の疑似症患者等について、島外の特定または、第 1 種感染症指定医療機関までの搬送手段の適切な確保が求められているが実施が困難な状況について総務省行政評価局より指摘を受けている。

都道府県等に対する要請

- 離島からの一類感染症の疑似症患者等の搬送手段については、搬送の可能性を含め、消防庁等と協議を行っているところである。
- 本年は G20 大阪サミットやラグビーワールドカップ等があり、訪日外国人旅行者が増えることから、今後とも各都道府県等と連携しながら国際的に脅威となる感染症に対応していきたいと考えている。今後検疫所より都道府県等に対し離島からの一類感染症の疑似症患者等を適切に搬送できるよう相談したいと考えており、ご協力をお願いしたい。

③その他

都道府県等に対する要請

- 生存者を乗せた国籍不明の木造船等が漂着し、不法入国した場合、検疫所は、保健所と連携し生存者の健康状態の確認を実施している。
- 今後とも国籍不明の木造船等が漂着し、不法入国した生存者が確認された場合は各都道府県等と各検疫所が連携し、健康状態の確認をお願いする。

(2) 検疫飛行場以外の地方空港を利用する国際チャーター便の検疫実施

従前の経緯

- 都道府県等が検疫飛行場以外の地方空港に、国際チャーター便を誘致する場合には、検疫感染症患者等を発見した場合など非常時の体制を整備すること等について関係者と連携し国際チャーター便の検疫対応を行っている。

都道府県等に対する要請

- 今後とも検疫飛行場以外の地方空港の国際チャーター便の検疫対応については、検疫所は非常時の体制の整備について各都道府県等関係者と連携し、適切な対応について引き続き、協力していただきたい。

3. 食品の安全確保対策について

(1) 食中毒発生時・予防対策

ア 感染症担当部局等や関連自治体との連携

従前の経緯

- 平成 29 年に腸管出血性大腸菌 0157VT2 株による広域的な感染症・食中毒が発生し、事案の早期探知、原因調査等の対応にあたっての国及び都道府県等間の一層の連携強化等が課題とされた。こうした広域発生事例への対応は、国及び都道府県等の関係機関の連携を法制度的に担保することも重要であり、今般、そういった内容も含め、食品衛生法を改正している。具体的には、広域連携協議会を設置することや、厚生労働大臣は、緊急を要する場合において、協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めること等を規定した。本制度は平成 31 年 4 月施行を予定しており、関係省令、告示、要綱等の整備を進めているところ。
- また、食品や水を媒介とするノロウイルス、腸管出血性大腸菌等を原因とする感染症又は食中毒事案は、これまでも食品衛生担当部局、感染症担当部局及び水道担当部局等とが連携して対応しているところであり、「食中毒処理要領」等において、食中毒患者等が「感染症の予防及び感症の患者に対する医療に関する法律」（「感染症法」）で規定される疾病に罹患しているものと疑われる場合には、食品衛生担当部局が感染症担当部局との間で情報を共有し調査を実施するよう、都道府県等に要請している。
- ノロウイルスについては、依然として食中毒患者数の半数以上を占めることから、例年、12 月の中旬頃にピークとなる傾向があることを踏まえ、感染症部局と協力し注意喚起を行っている。
(注) 食品安全委員会は、ノロウイルスに関する食品健康影響評価を実施した。

都道府県等に対する要請

- 国及び関係する都道府県等間、感染症担当部局等との連携を強化するため、次に掲げる 5 点をお願いする。
 - ① 都道府県等の食品衛生担当部局は、他の都道府県等の食品衛生担当部局との間において、特に食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて関係する都道府県等の食品衛生担当部局との間においてはより緊密な、連絡及び連携体制を確保する。さらに、都道府県等は食中毒事案の原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、食品衛生担当部局と地方衛生研究所との連絡及び連携体制を確保すること。
 - ② 複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、適切に原因調査、情報共有等の対応が行われるよう、関係機関は相互に連携を図りながら協力しなければならない。このため、広域連携協議会を設け、運営することにより、監視指導の

実施に当たっての連絡及び連携体制を平常時から整備し、また広域的な食中毒事案が発生し、必要があると認めときは、広域連携協議会を開催し、食中毒の原因調査及びその結果に関する必要な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止するために必要な対策について協議すること。

- ③ 一般に食品を媒介とする病原体（腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、A型肝炎、E型肝炎等）を検出したときは、食中毒の広域散発発生との関連性の有無を確認するため、菌株や解析データ等を国立感染症研究所へ迅速に送付すること。
- ④ 感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くは、ノロウイルスによるものと推測されていることから、感染症担当部局等と連携し、手洗いの徹底、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めること。
- ⑤ 食中毒事件の公表及び調査結果の取りまとめについては、食中毒処理要領等に基づき、推定を含む原因施設を所管している自治体を中心となって対応すること。その他の自治体は、原因施設を所管している自治体の求めに応じて情報提供を行うなど、必要な協力を行うこと。

イ 腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等を原因とする食中毒対策

従前の経緯

【腸管出血性大腸菌食中毒】

- 平成 28 年に老人ホームで発生した野菜調理品を原因とした腸管出血性大腸菌食中毒事案を踏まえ、野菜及び果物を高齢者、若齢者及び抵抗力の弱い者を対象とした食事を提供する施設で、加熱せずに供する場合（表皮を除去する場合を除く。）には、殺菌を行うよう、平成 29 年 6 月 16 日に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。
- 腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査については、平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡において、事案の早期探知、関係部門間の連携及び情報の共有等を目的として新たに、疫学情報に感染症サーベイランスシステムにて付与された番号（NESID ID）を付して管理するとともに反復配列多型解析法（MLVA 法）による解析結果を一覧化して共有を行うこととするため、その取り扱いについて定めた。また併せて、国、都道府県等関係機関の連携・協力体制を確保するため、腸管出血性大腸菌による広域的な感染症・食中毒に関する調査情報の共有手順等について定めた。

【カンピロバクター食中毒】

- カンピロバクターを原因とする食中毒については、主な要因は、未加熱又は加熱不足の肉、牛レバー等の摂取及び食肉から他の食品への二次汚染となっている。これを踏まえ、

平成 19 年 3 月に、「カンピロバクター食中毒予防について（Q&A）」を策定して関係機関に周知し、平成 28 年 6 月に知見の進展等に対応して更新を行った。

（注）平成 30 年 5 月に食品安全委員会は、「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～ 鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli* ～」を公表した。

- カンピロバクターによる食中毒患者は、加熱不十分な鶏肉メニューを喫食しているケースが多いことから、平成 29 年 3 月に「カンピロバクター食中毒対策の推進について」を通知し、鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等にあつては、食鳥処理業者、卸売業者等に対して、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うことについて指導を実施している他、平成 30 年 3 月に食中毒部会における議論を踏まえて事案の悪質性、組織性、緊急性、広域性などを総合的に勘案し、必要に応じて告発することについて通知をしている

今後の取組

- 牛のその他の内臓、鶏肉等の生食については、公衆衛生上のリスクの大きさを踏まえ、今後の取扱いについて検討することとしている。

都道府県等に対する要請

- 鶏肉を飲食店営業者に販売する食鳥処理業者、卸売業者等に対し、飲食店業者が鶏肉を客に調理・提供する際には加熱が必要である旨の情報伝達を販売の際に行うよう指導することについて、周知徹底いただきたいこと。
- 腸管出血性大腸菌による患者の MLVA 法による解析結果を一覧化して共有を行っていることから、各都道府県等においては管内で発生した患者の MLVA 型と同一でないか確認を行う等、平成 30 年 6 月 29 日付け事務連絡に従い、情報の取り扱い、調査情報の共有等を行うこと。また、腸管出血性大腸菌の遺伝子検査手法について、反復配列多型解析法（MLVA）に統一化してシステム解析を実施しているため未整備の地方衛生研究所においては体制整備をお願いしたい。
- いわゆるレアハンバーグ等の、加熱不十分な状態で食べさせることを想定している挽肉調理品を客に提供している飲食店等を営む事業者については、その製品の特性上、内部にまで食中毒の原因となる菌等が存在するおそれがあるため、中心部の色に変化するまで、十分に加熱する必要があることを周知徹底し、中心部まで十分に加熱するよう監視指導を徹底すること。
- 飲食店、大量調理施設等における食肉に関する衛生管理の徹底など、事業者に対する監視指導を適切に実施すること。特に、牛の肝臓及び豚の食肉等を提供する飲食店に対しては、中心部を 75℃ 1 分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導するとともに、客に対し、加工処理された旨や加熱方法等の必要な情報を確実に提供するよう指導をお願いする。

- 生食用食肉（牛肉）については、これまでの監視指導の結果や認定生食用食肉取扱者等の情報を踏まえ、規格基準の遵守について、監視・指導の徹底をお願いする。
- 悪質な事案や健康被害をもたらす事案については、その悪質性、広域性を総合的に勘案し、警察関係行政機関等との連携や告発等、厳正な措置を講ずることをお願いする。
- 動物の食肉や内臓については、食中毒を起こす細菌やウイルス等の危険性があるため生食は推奨しておらず、中心部まで十分に加熱調理して食べることが重要である。特に、シカやイノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣（ジビエ）については、生又は加熱不十分な状態で食用すると、E型肝炎や腸管出血性大腸菌症による食中毒のリスクがあるほか、寄生虫の感染も知られている。
このため、引き続き、食肉等の生食について、消費者に対する注意喚起及び関係事業者に対する適切な監視・指導をお願いする。
- 一般消費者に対しては、食肉の加熱調理に際しては、十分に火を通すとともに、高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉を摂取させないように、注意喚起をお願いする。

ウ 寄生虫を原因とする食中毒対策

従前の経緯

- ヒラメに寄生する *Kudoa septempunctat*（以下「クドア」という。）を原因とする食中毒の発生防止については、生産段階における適切な衛生管理が重要であり、農林水産省及び水産庁によるクドアがヒラメに寄生することを防止する取組の結果、近年、国産養殖ヒラメによる食中毒数は減少している。また、輸入食品については、食中毒の原因となったヒラメの養殖業者について、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施している。
- 平成28年12月に、加熱不十分な「熊肉のロースト」を喫食したことによる旋毛虫（トリヒナ）食中毒が発生した。これを受けて、野生鳥獣肉による食中毒の発生を防止するため、中心部まで十分な加熱をした上で喫食すること等について、改めて関係事業者及び消費者への指導を行うよう通知した。
- アニサキスによる食中毒について、引き続き、ホームページ、リーフレット等を活用し、予防方法（・新鮮な魚を選び、速やかに内臓を取り除く。・魚の内臓を生で提供しない。・目視で確認して、アニサキス幼虫を除去する。・冷凍する（-20℃で24時間以上）。・加熱する（60℃で1分、70℃以上）。）について注意喚起を行っている。

今後の取組

- 韓国産ヒラメの輸入時の検査を適切に実施するとともに、輸出国に対し、食中毒の原因となったヒラメに寄生するクドアの原因究明及び再発防止対策等について、引き続き衛生対策の推進を要請する。

都道府県等に対する要請

- 引き続き次に掲げる2点をお願いする。
 - ① 病因物質不明事例において、原因物質特定に係る調査、研究が重要であることから、引き続き、平成27年7月2日事務連絡「食中毒調査に係る病因物質不明事例の情報提供について」に基づき、当該事例が発生した際には、患者の発症状況、喫食量、生産段階までの調査結果について情報提供いただきたいこと。
 - ② 食中毒の原因食品について特定（推定を含む）した際には、十分な生産地や流通調査を実施し、国産品であった場合については当該生産自治体あて、輸入食品であった場合については国内における輸入食品等違反発見連絡票にて食品監視安全課あて、速やかに報告いただきたいこと。

エ ノロウイルスを原因とする食中毒

従前の経緯

- 例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒が多数発生しているため、次に掲げる措置を講じている。
 - ① 平成29年12月に、「ノロウイルスに関するQ&A」を改定して手洗いの励行、食品取扱時の汚染防止、糞便や吐物の適切な処理、食品の十分な加熱等の対策を重点的に記載し、その内容を関係機関に周知した。
 - ② ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、平成29年6月16日に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。
 - ③ ②に加え、「加熱せずに喫食する食品（牛乳、発酵乳、プリン等容器包装に入れられ、かつ、殺菌された食品を除く。）については、乾物や摂取量が少ない食品も含め、製造加工業者の衛生管理の体制について保健所の監視票、食品等事業者の自主管理記録票等により確認するとともに、製造加工業者が従事者の健康状態の確認等ノロウイルス対策を適切に行っているかを確認すること」を「大量調理施設衛生管理マニュアル」を改訂して関係機関に周知した。
- （再掲）ノロウイルスについては、依然として食中毒患者数の半数以上を占めることから、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向があることを踏まえ、感染症部局と協力し注意喚起を行っている。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、次に掲げる7点をお願いする。
 - ① ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食中毒か

感染症かの判断を行う前に、食品衛生担当部局と感染症担当部局においては発生当初から情報を共有するとともに、疫学的な調査マニュアルに基づいて科学的に共同調査を行うこと。

- ② ノロウイルス食中毒が発生した際には、病因物質、原因施設、原因食品、原因食材、汚染源、汚染経路等について、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」に基づき調査を実施し、その結果、食中毒と判断する場合には、ノロウイルス感染者との濃厚接触、ノロウイルス感染者の糞便若しくは嘔吐物による塵埃又は環境を介した感染等でない根拠を明確にすること。
- ③ 仕出し屋、飲食店及び旅館等におけるノロウイルスによる食中毒が多発している。これらの原因の多くは、ノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染源と推察されていることから、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「ノロウイルスに関するQ&A」等を参考に、食品等事業者や調理従事者の衛生管理等について監視指導を行うとともに、予防法の周知、発生防止対策等の衛生教育を充実すること。また、地域住民に対してはノロウイルスに関する正しい知識について情報提供すること。
- ④ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、加熱が必要な食品を非加熱又は加熱不十分な状態で若齢者、高齢者その他抵抗力が低い者に対し提供しないよう事業者に対し指導すること。
- ⑤ 二枚貝等の生産自治体においては、「生食用かきを原因とするノロウイルス食中毒防止対策について」（平成22年1月22日付け食安監発0122第1号）に基づき、食品衛生担当部局と水産担当部局とが連携して食中毒の発生防止に努めること。
- ⑥ 平成28年11月24日付け生食監発1124第1号「ノロウイルスによる食中毒の予防及び調査について」を参考にノロウイルス食中毒を調査すること。
- ⑦ ノロウイルス食中毒の約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、調理従事者の健康管理や食品取り扱い者の汚染防止が重要であることを踏まえ、施設の責任者に対し、調理従事者等を含め職員の健康管理及び健康状態の確認を組織的・継続的に行い、調理従事者等の感染及び調理従事者等からの施設汚染の防止に努めるよう指導すること。

(2) 食品等の監視指導

都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

従前の経緯

- 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等については、その結果が食品としての流通の可否を判断する基礎となるため、その信頼性を確保することが求められる。
- 以前、都道府県等の食品衛生検査施設が検査データの誤認や不適切な検査方法による検査の実施に起因して誤った検査成績書を発出したため、本来回収を必要としない食品が回収されるに至った事例も見受けられた。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」（平成 20 年 7 月 9 日付食安監発第 0709004 号）中の「食品衛生検査施設における検査等の業務管理要領」を踏まえ、収去に係る食品の現物及びロットを十分に確認するなど、都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保のために必要な措置を適切に講じるよう、願います。

(3) 食肉・食鳥肉の安全対策

ア 食肉衛生対策

従前の経緯

- 毎年度と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査において、牛、豚等の枝肉の一般細菌数及び大腸菌群等の調査を実施している。
- 「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会 最終とりまとめ」において、と畜場においては CODEX の HACCP ガイドラインで示された7原則を要件とする衛生管理を実施することとされた。
- HACCP の制度化に際し、と畜場については、食肉処理工程が共通であること、検査員が常駐していることといった特有の状況や、諸外国においてもコーデックス HACCP が適用されていること等を考慮し、コーデックス HACCP の7原則に基づく衛生管理を適用するべきとされている。

今後の取組

- 食肉の衛生管理について、と畜場における HACCP の導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- 具体的には、厚生労働科学研究や諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、現在関係団体が作成中のと畜場への HACCP 導入の手引書について技術的な支援を行い、と畜・食肉処理における危害要因分析や衛生管理に関する具体的な科学的知見について、都道府県等に対し、研修会等を通じた情報提供を行っていく。
- 厚生労働科学研究において、と畜場（牛・豚）における HACCP による管理状況の検証を目的とした HACCP 妥当性検証プロトコルを検討中。当該研究の結果を踏まえ、自治体が活用できる検証手法を提示予定。

都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、規模の大きい未導入のと畜場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、すでに HACCP が義務化されている国や輸出認定等において HACCP を導入している事例を参考とすること。小規模のと畜場にあつては HACCP 導入の手引書等を引き続き活用いただき、きめ細かく指導を行うこと。
- HACCP の制度化後は、食肉衛生検査所において、と畜場が作成した衛生管理計画の妥当性確認や微生物検査を含む検証などが必要になるが、これらについては科学的根拠に基づいた対応や監視指導に関するやりとりの文書化などの適切な実施をお願いする。

○ 引き続き、次に掲げる3点をお願いする。

- ① と畜場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、と畜場に対する監視指導を適切に実施すること。
- ② と畜検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
- ③ と畜場の枝肉の微生物汚染実態調査において、十分な衛生管理がなされていないと考えられると畜場を管轄する自治体については、枝肉の微生物汚染防止は衛生的な食肉を供給するために重要であることから、と畜処理業者等への監視指導の徹底をお願いする。

イ 牛海綿状脳症（BSE）対策

従前の経緯

- BSE対策を開始して10年以上が経過しており、これまでの間、国内外のリスクが低下したことから、最新の科学的知見に基づき、国内の検査体制、輸入条件（米国、カナダ、オランダ及びフランス）といった対策全般について見直しを行ってきた。
- 平成27年12月に以下2点について食品安全委員会に諮問した。
- ① と畜場におけるBSE検査
食用にと畜される健康牛に実施される現行のBSE検査を廃止した場合のリスクの評価。なお、生体検査において神経症状が疑われる等の24か月齢以上の牛に対しては、引き続きBSE検査を実施。
 - ② SRMの範囲
と畜場等で除去対象としているSRMについて、現行の範囲から30か月齢超の脊柱、全月齢の扁桃及び回腸遠位部を除外した場合のリスクの評価。
- 以上のうち、と畜場におけるBSE検査については、平成28年8月、内閣府食品安全委員会より、「BSE検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。（後略）」とする評価結果の通知があり、これを踏まえ、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法 施行規則（平成14年厚生労働省令第89号）を改正し、平成29年4月1日より健康と畜牛のBSE検査を廃止した。
- アイルランドについては平成25年12月に、ポーランドについては平成26年8月に、ブラジルについては平成27年12月に、ノルウェー、デンマーク及びスウェーデンについては平成28年2月に、イタリアについては平成28年5月に、スイス、リヒテンシュタインについては平成28年7月に、オーストリアについては平成29年9月に、英国については平成30年1月に牛肉等の輸入を再開した。また、平成27年3月には、BSE発生国等から輸入される牛由来ゼラチン及びコラーゲンの取扱いについて見直した。

- 上記輸入条件に適合する牛肉等を除き、引き続き、BSE 発生国からの牛肉等の輸入手続きを停止している。
※BSE 対策の詳細については、厚生労働省医薬・生活衛生局ホームページを参照。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/bse/index.html

今後の取組

- 食品安全委員会において、SRM の範囲について審議中であり、答申を踏まえて、必要な管理措置を行う予定としている。
- 輸入禁止措置を講じている BSE 発生国からの牛肉等のうち、輸出国政府から食品安全委員会の評価に必要な資料が提出された国については、現地調査などの事前調整が終わり次第、食品安全委員会に諮問し、答申を踏まえ、輸入条件の協議等を行うこととしている。
- 平成 29 年 4 月に開催された食品安全委員会において、BSE 発生国の輸入条件の月齢をさらに引き上げた場合のリスク評価について、科学的な審議を進めることとされ、現在、各国における管理措置の最新の状況に関する資料を収集している。

都道府県等に対する要請

- 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインを参考に、各食肉衛生検査所においては、と畜場における分別管理への監視指導をお願いする。
- 引き続き、SRM の除去及び焼却が確実に実施されるよう、農林水産担当部局と連携しつつ、と畜場に対する監視指導を適切に実施するようお願いする。

ウ 食鳥肉衛生対策

従前の経緯

- 「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」において大規模食鳥処理場においては CODEX の HACCP ガイドラインで示された 7 原則を要件とする衛生管理を実施することされた。
- 厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究」において、食鳥肉の生産・処理・流通の各段階におけるカンピロバクター汚染低減手法について、表面焼烙、急速冷凍処理等の汚染低減効果に関する科学的知見を集積した。
- 前年度に引き続き、先進的に食鳥肉のカンピロバクター対策に取り組む都道府県等が中心となり、地域内の事業者等と連携してカンピロバクター低減策を実証する「食鳥肉における微生物汚染低減策の有効性実証事業」を 2 自治体において行っており、食鳥処理場における過酢酸製剤等の殺菌剤の使用及び鶏肉の表面加熱処理の効果について実証試験しているところである。

今後の取組

- 食鳥肉の衛生管理について、食鳥処理場における HACCP の導入推進に必要な技術的支援を行っていく。
- 厚生労働科学研究や実証事業、諸外国の HACCP コントロールの事例をもとに、現在関係団体が作成中の大規模食鳥処理場への HACCP 導入の手引書について技術的な支援を行い、食鳥処理における危害要因分析や衛生管理に関する具体的な科学的知見について、都道府県等に対し、研修会等を通じた情報提供を行っていく。
- 厚生労働科学研究、実証事業等の知見を整理し、大規模食鳥処理場における衛生管理計画作成やカンピロバクターの汚染低減対策指導の際の参考となる情報の提供を予定。
- 厚生労働科学研究において、大規模食鳥処理場における HACCP による管理状況の検証を目的とした HACCP 妥当性検証プロトコルを検討中。当該研究の結果を踏まえ、自治体が活用できる検証手法を提示予定。

都道府県等に対する要請

- HACCP 導入推進に当たっては、未導入の大規模食鳥処理場（関係の食肉処理施設を含む）を優先し、HACCP の早期導入を指導すること。なお、指導にあたっては、民間認証等において HACCP を導入している事例を参考とすること。
- HACCP の制度化後は、食肉衛生検査所において、食鳥処理場が作成した衛生管理計画の妥当性確認や微生物検査を含む検証などが必要になるが、これらについては科学的根拠に基づいた対応や監視指導に関するやりとりの文書化などの適切な実施をお願いする。
- HACCP の導入指導と並行して、実証事業の結果等を参考にカンピロバクターの汚染低減化対策についても指導すること
- 引き続き、次に掲げる 6 点をお願いする。
 - ① 食鳥処理場の施設設備及び衛生管理に関する基準が遵守されるよう、食鳥処理場に対する監視指導を適切に実施すること。
 - ② 食鳥検査員に対し食品衛生監視員を補職し、食品衛生上の監視指導も併せて行うこと。
 - ③ 食鳥業界団体からは、食鳥検査の弾力的運用や食鳥検査手数料の軽減について要望が出されており、必要に応じた民間の獣医師の活用を含め、早朝等の時間外における食鳥検査の実施や、恒常的に検査に係る手数料収入が経費を上回るような自治体にあっては食鳥検査手数料の見直しを進めるなど、必要に応じ、弾力的な対応に配慮すること。
 - ④ 鳥インフルエンザ対策の一環として、食鳥検査を実施するに当たっては、鶏の出荷元が異状のない養鶏場である旨を確認するほか、鳥インフルエンザに感染した疑いがあると認められる鶏を対象とするスクリーニング検査を実施すること。なお、検査で陽性と

判断された場合は、農林主管部局と連携し、適切に対応されたい。

- ⑤ 食鳥処理場、養鶏事業者等の関係者に対して、農林主管部局と連携し、鳥インフルエンザ対策に関する正確な情報を提供すること。
- ⑥ 食鳥検査員が常駐しない認定小規模食鳥処理場においては、虚偽の処理羽数を報告した事例も見受けられたことを踏まえ、処理羽数、処理形態、食鳥処理衛生管理者の配置状況等に関する監視指導を厳正に実施すること。

(4) 食品中の放射性物質への対応

従前の経緯

- 食品中の放射性物質に関しては、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、周辺環境に放射性物質が放出されたことを受け、原子力災害対策本部と協議の上、平成 23 年 3 月 17 日に原子力安全委員会（当時）により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法上の暫定規制値として設定した。
- その後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会等において、食品安全委員会の食品健康影響評価や、コーデックス委員会の指標が年間線量 1 ミリシーベルトを超えないように設定されていること等を踏まえて、暫定規制値に代わる新たな規格基準の設定の検討を行い、食品から受ける線量の上限を年間 1 ミリシーベルトとなるように放射性セシウムの現行の基準値を設定し、平成 24 年 4 月 1 日より施行した。
- 地方自治体においては、国が定めたガイドラインを踏まえ、食品中の放射性物質に係るモニタリング検査が実施され、基準値を超えた食品については回収・廃棄や状況に応じて出荷制限等の措置が講じられている。
- また、国自らも食品の流通段階での買上調査を実施することにより、地方自治体のモニタリング検査の検証を行い、より効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて検査計画の策定・見直しに関し助言を行っている。
- なお、平成 30 年 2 月から 3 月に、全国 15 地域で、実際に流通する食品を購入し、食品中の放射性セシウムを測定するマーケットバスケット調査を実施しており、この測定結果によれば、これらの食品を摂取した人が 1 年間に受ける線量は、基準値の設定根拠である年間上限線量 1 ミリシーベルト／年の 1 % 以下であり、極めて小さいことが確認されている。
- リスクコミュニケーションの取組としては、食品安全委員会、消費者庁、農林水産省及び地方自治体と共催し、全国各地で説明会を開催したほか、現行の基準値については、政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く広報を実施してきた。

今後の取組

- これまでのモニタリング検査結果等を踏まえ、平成 29 年度中に平成 30 年度に向けた食品中の放射性物質モニタリング検査のガイドライン見直しを行う予定である。
- さらに、今後もマーケットバスケット調査等を行い、食品の安全性の検証に努めていく。
- 今後とも、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、国内外に丁寧に説明していく。

都道府県等に対する要請

- 都道府県や市町村の広報誌などを活用し、食品衛生法の基準値の内容・考え方、実際の検査結果及びこれらを踏まえた食品の安全性などについて、住民や関係事業者への十分かつわかりやすい広報・周知をお願いします。
- また、引き続き国が定めたガイドラインを踏まえ、効果的・効率的な検査の実施をお願いします。
- さらに、放射性物質検査を実施した際には、速やかに厚生労働省まで報告を行うとともに、検査計画のガイドラインにおける検査対象自治体にあっては、四半期ごとに策定・公表している検査計画についても厚生労働省に提出するようお願いします。

4. 食品に関する規格基準の策定等について

(1) 食品中の残留農薬等の対策

ア ポジティブリスト制度の円滑な実施

従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）に係る「ポジティブリスト制度」（農薬等が一定の量を超えて残留する食品の流通を原則として禁止する制度）は、平成 18 年 5 月 29 日より施行された。
- ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準値が設定された農薬等については、平成 18 年以降、計画的に食品健康影響評価を内閣府食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、順次、薬事・食品衛生審議会の審議を経て残留基準の見直しを進めている。

（注）平成 30 年末現在、ポジティブリスト制度導入時、758 件の暫定基準のうち残留基準を改正した農薬等は 447 件（残留基準を削除した農薬等 141 件を含む。）。残留基準が設定されている農薬等は、ポジティブリスト制度導入後に新規に残留基準を設定した農薬等（77 件）も含め、合計で 737 件。

- 農薬の残留基準の設定に当たっては、健康への悪影響を防ぐため、従来、慢性影響の指標である一日摂取許容量（ADI）に照らして基準値を設定してきた。一方、国際的には、ADIに加え、急性影響の指標である急性参照用量（ARfD）も考慮して基準値が設定されていることから、我が国においてもこの考え方を導入した。
食品安全委員会では、各農薬の評価に際して ARfD の設定を順次進めており、厚生労働省においても、平成 26 年度から、ARfD が設定された農薬について、実際にこれを考慮した残留基準の設定を進めている。
- また、農薬等の残留基準について、国際整合を推進する観点等から、農薬等の試験における分析部位を国際標準に整合した分析部位に改正することを検討しており、「西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんご」及び「カカオ豆」の分析部位を変更した。また、「もも」、「みかん」、「びわ」、「キウイ」、「すいか、まくわうり及びメロン類果実」について、今後設定する基準値は基本的に分析部位を国際標準に整合させることとしている。
- 残留基準が設定された農薬等については、基準への適合性を判定する試験法について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に地方衛生研究所等の協力を得て開発している。

（注）平成 30 年末現在、約 700 件の農薬等に係る試験法を開発済み。

また、各試験機関において、告示及び通知で具体的に定める試験法以外にも、同等以上の性能を有する試験法による実施を可能とするための妥当性評価ガイドラインの一部改正を平成 22 年 12 月に行った。

今後の取組

- 今後とも、ポジティブリスト制度導入時に暫定的に残留基準が設定された農薬等について、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼するとともに、食品健康影響評価の

終了したものについては、速やかに基準値設定を進める。また、ARfD を考慮した残留基準の設定についても計画的に進めていく。

- 農薬等の試験における分析部位の変更については、引き続き検討していく。
- あわせて、残留基準の設定された農薬等について、試験法の開発を推進するとともに、より迅速かつ効率的な検査技術の確立を目指す。

都道府県等に対する要請

- 農薬等の残留基準に基づき、引き続き、適切な監視指導をお願いする。
- 各自治体の試験機関において、妥当性ガイドラインに沿ってそれぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。

イ 残留農薬等検査結果のとりまとめ

従前の経緯

- 食品中に残留する農薬等は、監視指導計画等に基づき、都道府県等による国内流通品の検査や検疫所による輸入食品の検査が行われており、これらの結果を厚生労働省で取りまとめたうえで公表していることから、都道府県等には検査結果の報告をお願いしている。
- 都道府県等及び検疫所からの報告を受けた検査結果を集計した結果によると、基準値超過の割合は少なく、食品における農薬等の残留レベルは十分に低いことが認められている。

今後の取組

- 平成 30 年度も、残留農薬等検査結果の取りまとめを行うこととしている。

都道府県等に対する要請

- 残留農薬等検査結果の取りまとめについては、残留農薬等のリスク管理施策を進める上での基礎となる重要なものであるため、検査結果の報告をお願いする。

(2) 食品中の汚染物質等の対策

ア 清涼飲料水の規格基準の改正

従前の経緯

- 清涼飲料水の規格基準の改正については、平成 22 年 12 月及び平成 24 年 7 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下「食品規格部会」という。）において、

- ・規格基準の枠組みの見直しを行うこと（ミネラルウォーター類の規格基準について殺菌・除菌の要否により区分し、化学物質等に係る原水基準を成分規格へ移行すること等）

- ・個別物質について基準値の設定又は見直しを行うこと

等を決定し、食品安全委員会より食品健康影響評価の結果を受けた各物質等について、平成26年12月22日に告示が公布され、同日付けで試験法及び妥当性確認ガイドラインを通知した。

- 平成30年7月13日に、清涼飲料水の規格基準のうちミネラルウォーター類中の亜鉛、アンチモン、ヒ素、マンガン、亜硝酸性窒素及びホウ素の規格基準の改正を行った。また、清涼飲料水の製造基準で規定する「ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水」の原料として用いる水のうち水道水でない場合の鉄及びカルシウム・マグネシウム等（硬度）の規格基準について改正を行った。

なお、本改正のうち規格基準が厳しくなる物質の経過措置については、「平成30年1月12日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる」ように告示改正を行った。

- 平成30年11月30日に、告示に規定するミネラルウォーター類以外の清涼飲料水のヒ素試験法であるジエチルジチオカルバミン酸銀法において使用するヒ素標準液及びヒ素標準原液について、平成29年11月30日付けの改正前の「添加物の部C 試薬・試液等」の項で規定されていたヒ素標準液が使用できるよう、調製法を定義した。

今後の取組

- 平成26年12月以後、追加の評価結果が示された物質については、順次規格基準の見直しについて審議することとしている。平成30年9月の食品規格部会においてはミネラルウォーター類のクロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸の規格基準の改正について了承されている。今後、規格基準改正案について、パブリックコメント実施後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議を予定している。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、各自治体の試験機関において、妥当性確認ガイドラインに沿って、それぞれの試験機関で実施する試験法の妥当性の確認をお願いする。また、今般の清涼飲料水の規格基準の昨年7月の改正内容及び本年1月の経過措置の改正内容について事業者への周知徹底をお願いする。

イ 食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準の改正

従前の経緯

- デオキシニバレノール（以下「DON」という。）は、穀類（特に小麦、大麦及びトウモロコシ）に見られるかび毒であり、急性毒性としては、嘔吐、消化管、リンパ組織への障害、慢

性毒性としては、体重減少などが知られている。

- 平成14年5月、国内で流通する小麦が高濃度（最大2.2 mg/kg）のDONに汚染されていたことを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会・毒性合同部会での審議により、小麦に含有するDONの暫定的な基準値として、1.1 mg/kgを設定した。
- その後、平成21年3月、食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を実施することを決定し、その評価結果が平成22年11月に厚生労働大臣に通知された。
国際的には、平成27年7月、Codex委員会において小麦、大麦、トウモロコシ及び穀類加工品について基準値が設定された。
- 平成29年9月22日、食品中のDONの規格基準の設定について、食品規格部会で審議し、小麦（玄麦）について規格基準を1.0 mg/kg以下とすることで了承された。これを踏まえて、平成30年2月22日に食品中にDONの規格基準を設定することについて食品安全委員会に食品健康影響評価依頼を行った。

今後の取組

- 規格基準の改正案については、食品安全委員会による評価結果を踏まえてパブリックコメントを経たうえで、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議を予定している。

都道府県等に対する要請

- 告示改正に至った際は食品中のデオキシニバレノール（DON）の規格基準の内容について事業者への周知徹底をお願いします。

（3）食品添加物の対策

ア 食品添加物の指定

従前の経緯

- 平成14年7月、食品添加物の規制に関する国際的な整合性を図るため、次のいずれにも該当する添加物（「国際汎用添加物」）100品目（香料54品目、香料以外46品目）について、安全性評価及び暴露量評価を実施し、食品添加物として指定する方向で検討する方針が薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で了承された。
 - ① 国連食糧農業機関（FAO）/世界保健機関（WHO）合同食品添加物専門家会議（JE CFA）が国際的な安全性評価を実施して一定の範囲内で安全性が確認されていること。
 - ② 食品に使用することが米国、EU諸国等で国際的に広く認められていること。
- これを踏まえ、必要な資料が収集された品目については、順次、食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の審議を経て食品添加物として指定している（注1）。

（注1）平成30年12月末現在、香料については、イソブタノール等全54品目を指定済み。香料以外の添加物については、45品目中（当初46品目であったが、β-カロテンが対象から除外されたため、現在は45品目）、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウム

アルミニウム及びカルミンを除く41品目を指定済み。

- これまで未指定であった国際汎用添加物4品目のうち、カルミンを除く3品目については、アルミニウムの摂取量低減が国際的に進められている状況を踏まえた対日輸出国向けに行った調査の結果、必要性が認められなくなったと考えられたことから、国際汎用添加物に該当しないものとし、指定に向けた取組の中断する方針を平成30年12月に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で報告した。
- 事業者等の要請に基づく食品添加物の指定等については、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」（平成8年3月22日付け衛化第29号）及び「添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成22年5月食品安全委員会）に沿って対応している。このほか、指定等の要請者等が食品添加物の指定等に係る手続の理解を深め、要請資料を効率的に作成することを目的としたマニュアルである「食品添加物の指定及び使用基準改正要請資料作成に関する手引について」（平成26年9月9日付け食安基発0909第2号）を発出した。
- また、平成26年6月、国立医薬品食品衛生研究所内に、食品添加物の指定等に係る事務手続を円滑かつ迅速に行うことを目的とした、食品添加物指定等相談センター（FADCC）を設置し、同年7月より相談業務を開始した。
- 平成28年5月、食品安全委員会で香料に関する食品健康影響評価指針が定められたことを受け、同日付けで香料の指定に関する指針を発出した。また、同年6月、食品添加物の指定等の手続に係る標準的事務処理期間を食品安全委員会から評価結果が通知された日から1年とする旨の通知を発出した。
- 平成29年7月、食品安全委員会で添加物（酵素）、栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針がそれぞれ決定され、添加物に関する食品健康影響評価指針の改正に加え、加工助剤（殺菌料及び抽出溶媒）の食品健康影響評価の考え方が同指針の附則として決定されたことを受け、同日付けで「添加物に関する食品健康影響評価指針」の改正等及び添加物の指定等の要請書に添付すべき資料に関する通知を発出した。

今後の取組

- 新規の添加物について、食品安全委員会の食品健康影響評価（注2）の結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の審議を通じて食品添加物の指定を検討する。
（注2）平成30年12月末現在、国際汎用添加物を含む6品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を諮問している。

都道府県等に対する要請

- 食品添加物の指定や指針等について、関係事業者等に周知をお願いする。
- 食品添加物の指定等に関して、要請に関する相談があった際には、食品添加物指定等相談センターを紹介願いたい。

イ 既存添加物の安全性及び使用実態の確認

従前の経緯

- 食品添加物の指定については、食品衛生法の平成7年改正により、従来、化学的合成品に限定されていた対象を天然品に拡大するとともに、経過措置としてそれまで既存の天然添加物等を既存添加物名簿に記載して流通禁止の対象から除外した（食品衛生法平成7年改正附則第2条及び第3条）。その際の参議院厚生労働委員会及び衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成7年4月25日及び5月17日）は、既存の天然添加物について、速やかに安全性の見直しを行い、有害性が実証された場合には、使用禁止等の必要な措置を講じるよう求めている。
- その後、食品衛生法の平成15年改正を経て、平成16年2月から、既存添加物名簿に記載された添加物について、次のいずれかに該当するときは、既存添加物名簿から削除することができることとされた（食品衛生法平成7年改正附則第2条の2及び第2条の3）。
 - ① 人の健康を損なうおそれがあると認めるとき
 - ② 現に販売の用に供されていないと認められるとき
- これらを踏まえ、既存添加物については、順次、安全性及び使用実態を確認し、必要に応じて既存添加物名簿から削除している。直近では、平成23年5月6日に使用実態が明らかでない既存添加物として55品目（スフィンゴ脂質及びタンニン（抽出物）は一部基原のみを削除、実質53品目）を既存添加物名簿から削除しており、平成30年12月末現在、既存添加物名簿に記載されている添加物は365品目である（注3）。

（注3）平成8年4月に既存添加物名簿に記載された添加物489品目のうち、既存添加物名簿から削除された添加物は、平成28年12月末現在、124品目。具体的には、①人の健康を損なうおそれがあるものとして、平成16年10月に1品目を、②使用実態を欠くものとして、平成17年2月に38品目、平成19年9月に32品目、平成23年5月に実質53品目を既存添加物名簿から削除した。
- 平成29年11月30日に開催した薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（以下「添加物部会」という。）において、既存添加物の削除について、実施方法等に関する報告を行い、その後、平成29年12月22日から平成30年3月22日の期間で第1回目、平成30年6月27日から同年9月26日の期間で第2回目の流通実態調査を行ったところである。

本調査結果を踏まえた削除予定添加物名簿（案）を同年10月24日に開催した添加物部会において報告を行っており、現在、削除予定添加物名簿の公示のための手続きを進めているところである。
- 削除予定添加物名簿の公示後、6か月間の訂正申出期間を経て、必要な手続きを行った後、既存添加物名簿から既存添加物の名称を削除する予定である。
- また、平成8年度厚生科学研究「既存天然添加物の安全性評価に関する調査研究」において、既存添加物のうち139品目は迅速な安全性の確認が必要とされた。平成29年12月末現在、135品目について安全性の確認を終了している（注4）。平成29年度より、安全性の検討を早急に行う必要がないとされた150品目のうち削除された41品目を除く109品目についても、安全性の確認を引き続き行っている。

（注4）既存添加物名簿から削除された品目を除き、4品目が安全性の確認が未実施であり、今後確認を行っていく予定。
- あわせて、安全性及び品質を確保するため、成分規格を設定する作業を進めている（注5）。

(注5) 既存添加物については、平成11年4月に公示された第7版食品添加物公定書で60品目に係る60の成分規格を、平成19年8月に公示された第8版食品添加物公定書で61品目に係る63の成分規格を、平成30年2月に公示された第9版食品添加物公定書で89品目に係る89の成分規格を収載。現在、第10版食品添加物公定書の作成に向け、作業を進めているところ(後述)。

今後の取組

- 既存添加物の消除については、流通実態が確認できなかった10品目について、引き続き消除作業を進める。
- 既存添加物の安全性の確認及び成分規格の設定について引き続き進める。

都道府県等に対する要請

- 既存添加物の消除予定添加物名簿の公示及び訂正の申出手続きについては、平成31年2月を予定している。公示内容及び訂正の申出手続きについて、適宜関係事業者等に周知をお願いします。

ウ 食品添加物公定書の作成

従前の経緯

- 食品添加物公定書(注6)については、平成29年11月30日に食品、添加物等の規格基準の第2添加物の部の全面改正を行い、改正された規格等を収載し、平成30年2月1日に第9版食品添加物公定書を作成した。なお、当該改正内容の一部に誤植等があったことから、食品、添加物等の規格基準正誤表の送付を行った。

(注6) 食品添加物公定書とは、食品衛生法第11条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第19条第1項の規定により基準が定められた添加物につき、その当該基準及び規格を収載するものとして、食品衛生法第21条に定められたものである。

- 第10版食品添加物公定書の作成に向けて、平成30年6月に第1回食品添加物公定書作成検討会を行い、第10版での規格基準の設定・改正等の検討を開始した。

今後の取組

- 第10版食品添加物公定書作成検討会において検討を進め、既存添加物等の個別の成分規格の設定又は改正案の結論が得られた項目については、第1回検討会で結論を得た4品目をはじめとして、順次規格基準の改正に向けた手続きを進める。
- 検討会で一般試験法の改正等について検討し、公定書全体に係る改正の必要が生じた場合、第10版公定書を作成する。

都道府県等に対する要請

- 検討会で結論を得た規格案の規格基準改正に向けた手続きの開始にあたっては、意見募集を行い実態等について確認する予定であり、意見募集を行う際には周知をお願いします。

エ 食品添加物の一日摂取量実態調査の実施

従前の経緯

- 従来より、都道府県等の参画を得て、国民健康・栄養調査を基礎とするマーケット・バスケット調査方式による食品添加物の一日摂取量実態調査を実施している。
- これまでの結果では、食品添加物の摂取量については、食品添加物の安全性の確保を通じた国民の健康の保護という観点に照らし、問題がないものと認められる。
- 平成29年度の調査結果については、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/content/000377423.pdf>) で公表している。平成30年度は、6自治体（札幌市、仙台市、広島県、香川県、長崎市及び沖縄県）の参画を得て実施中。

今後の取組

- 2019年度も、食品添加物の一日摂取量実態調査を実施予定。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、食品添加物の一日摂取量実態調査への都道府県等の参画をお願いする。

(4) 器具・容器包装、おもちゃ等の対策（法改正事項以外）

従前の経緯

- フタル酸エステルのおもちゃに対する使用規制については、平成22年9月、規制対象となるフタル酸エステルの種類を拡大するなど、規格基準を強化し、同年11月にQ&Aを発出した。
器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しを行うため、フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）、フタル酸ジブチル、フタル酸ベンジルブチル、フタル酸ジイソノニル、フタル酸ジイソデシル及びフタル酸ジオクチルについて、平成21年12月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、平成28年7月26日には、6物質全ての評価結果が通知されている。
- 一部の食品用の容器等に使用されるビスフェノールAについては、近年、極めて低い用量で影響を確認したとする動物実験の結果が国内外で報告されたことから、慎重を期するため、平成20年7月に食品健康影響評価を食品安全委員会に依頼し、その結果をもって、必要な対応を検討することとしている。あわせて、消費者に対しては、妊婦や乳幼児の保護者のための食生活や授乳に関するアドバイスを含め、正確な理解のためのQ&Aを適宜更新しながら、厚生労働省ホームページで公表している。
- 再生材料は流通・消費・回収等の履歴により、様々な化学物質等が付着・混入する可能性があり、これらの化学物質が再生材料を使用した器具・容器包装に残存して食品中に移行する可能性についても留意する必要があることから、平成23年8月及び平成24年3月、器具・容器包装部会において、どのような規制を行うべきかを議論した。その結果を受け、再生プラスチック及び再生紙の器具・容器包装への使用において関係事業者がどのような

配慮をするべきかについて、平成 24 年 4 月にガイドラインを通知した。なお、同ガイドラインに基づき個別の安全性について照会があり、食品安全委員会へ意見を聴いているところである。

また再生紙を材料とする器具・容器包装のうち、水分又は油分で紙が浸される用途及び長時間の加熱を伴う用途については、再生紙の印刷インキ等に由来する化学物質が食品に移行する懸念があることから、平成 25 年 3 月に規格基準を設定した。

- 近年、ナノマテリアルの食品用器具・容器包装への使用が見られ、今後、ナノマテリアル含有製品の利用が広がることが考えられる。しかし、ナノマテリアルについては動物実験等のデータも少なく、人の健康への影響を予測するために必要十分なデータが得られていないため、ナノマテリアルに係るリスク管理の観点から、国際的な規制等の動向を把握しつつ、生体への影響や暴露などに関する情報等の基礎的なデータの収集を行っている。

今後の取組

- 器具・容器包装の規格基準（告示）に定める試験法等の改正及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）における器具等に関する規格基準の告示への統合等について検討する。
- 器具・容器包装におけるフタル酸エステルの規制の見直しについては、食品安全委員会における評価結果と、フタル酸エステルのばく露量を推定するための溶出試験結果を踏まえて、おもちゃに関する追加規制の必要性の有無等についても検討する。
- ナノマテリアルを利用した消費者向け製品の利用が拡大されつつあることを踏まえ、収集した基礎データ等をもとに、引き続き、ナノマテリアルの安全性対策及びリスク評価手法の基礎資料の作成を検討する。

都道府県等に対する要請

- 食品用の容器等に使用されるビスフェノール A については、厚生労働省 HP に掲載された Q&A 等も活用しつつ、消費者に対する正確な情報の提供をお願いする。

（５）健康食品の安全性確保

従前の経緯

- 「健康食品」の適正な製造管理のあり方については、「『錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について』及び『錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン』」（平成 17 年 2 月 1 日付け食安発第 021003 号食品安全部長通知別添）により事業者による自主的な取組を推進しているところであり、健康食品認証制度協議会による適正製造規範の認証も行われている。
- 健康被害情報の収集・処理体制については、都道府県等に対し、「健康食品」を原因とする健康被害事例を把握したときは、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」（平成 14 年 10 月 4 日付け医薬発第 1004001 号医薬局長通知別添）に基づき厚生労働

省に報告するようお願いしている。報告を受けた厚生労働省においては、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、都道府県等と連携して消費者や事業者への注意喚起、情報提供を行うこととしている。

- 消費者に対する普及啓発については、リスクコミュニケーションを消費者庁と合同で開催するとともに、パンフレットの配布等の取組を行っている。
- しかし、「健康食品」の摂取と関連する、又は関連が疑われる健康被害事例は依然として生じていたことから、平成 30 年に食品衛生法が改正され、新たに特別の注意を必要とする成分等を含む食品（以下、「指定成分等含有食品」という。）による健康被害情報の収集制度が規定された。

今後の取組

- 改正食品衛生法の施行に向け、特別の注意を必要とする成分等の指定、指定成分等含有食品による健康被害情報の届出手続き及び適正製造の基準の設定のための検討を行う。
- 改正食品衛生法施行までの間も、引き続き、「健康食品」の摂取と関連する、又は関連が疑われる健康被害事例について、健康被害の重篤度、新たな健康被害発生の可能性等を考慮し、消費者、事業者に対し積極的に注意喚起、情報提供を行い、必要に応じ新開発食品評価調査会等において審議を行う。

都道府県等に対する要請

- 引き続き、上述の「健康被害防止対応要領」に基づき、医薬品担当部局等と連携しつつ、「健康食品」を原因とする健康被害事例を早期に把握して厚生労働省に報告するようお願いする。
また、各種の機会を通じて管内の「健康食品」の製造業者等の実態把握に努めるとともに、当該事業者に対して、健康被害の発生に関する情報を入手した際には管轄保健所へ情報提供するよう要請すること、「健康食品」による健康被害と疑われる情報が保健所に提供されるよう医療機関等関係機関及び消費者行政機関との連携についてお願いする。
- また、消費者への普及啓発に努めるとともに、「健康食品」による健康被害事例について、消費者や事業者に対し注意喚起、情報提供を引き続きお願いする。

(6) 遺伝子組換え食品等の安全性確保

従前の経緯

- 組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）については、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）及び「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号。以下「審査手続告示」という。）に従い、厚生労働大臣が定める安全性審査を経た旨を公表したものでなければ、我が国での流通は認められていない。

- 遺伝子組換え食品等の安全性審査は、個別の品種・品目ごとに行われている（平成 30 年 11 月末現在で安全性審査を経た旨を公表しているのは食品 319 品種、添加物 40 品目）。
なお、安全性審査の実績の蓄積等を踏まえ、「食品、添加物等の規格基準」、「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査手続」等の改正により、審査手続の見直しを行っている。

・平成 26 年 6 月

- ① セルフクローニング及びナチュラルオカレンスに該当するものは安全性審査の対象外とすること
- ② 安全性の審査を経た旨の公表がされた品種同士の掛け合わせ品種のうち、代謝系に遺伝子組換えによる影響がない植物同士を掛け合わせた品種について、安全性審査を経た旨の公表がされたものとみなすこと
(※) セルフクローニング：最終的に宿主に導入された DNA が、当該宿主と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみであるもの。
ナチュラルオカレンス：組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成であるもの。

・平成 29 年 5 月

遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物であって、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性のもの（以下「高度精製添加物」という。）のうち、食品安全委員会が安全性を確認した高度精製添加物（以下「審査済み高度精製添加物」という。）との同等性に係る要件を満たす旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについて、審査済み高度精製添加物と同様に、組換え DNA 技術を応用した添加物に該当しないものとみなすこと

- また、微生物を利用して遺伝子組換え食品等を製造する場合には、規格基準告示の規定に基づく「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準」（平成 12 年厚生省告示第 234 号）に従い、適合確認を受ける必要がある（平成 30 年 12 月末現在で製造基準への適合が確認されているのは 2 施設）。
- 近年、ゲノム編集技術やオリゴヌクレオチド誘発突然変異導入技術等の新たな育種技術を利用した食品等の開発が国内外で進められている。特にゲノム編集技術は、これまでの遺伝子組換え技術と同様の他種の遺伝子の組込を行ったり、一方で従来の育種技術との区別がつかないような遺伝子の変化を起こすことが可能となるものである。こうした新たな育種技術を利用して製造された食品等の安全性審査等の取扱いの検討が課題となっており、現在、薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会においてこうした食品等の食品衛生上の取扱いについて検討しているところ。

今後の取組

- 引き続き、申請された遺伝子組換え食品等について安全性審査及び製造基準の適合確認を行う。
- ゲノム編集技術の利用により得られた食品等の食品衛生法上の取扱いについて、平成 30 年度中を目途に明確化する予定。

都道府県等に対する要請

- 遺伝子組換え食品等については、原則として品目ごとに厚生労働省が行う安全性審査を経る必要があるため、事業者に対する周知徹底をお願いする。

- 国内の製造所について、遺伝子組換え食品等に係る適合確認がなされた場合、製造所を管轄する自治体に適合確認の申請書の写しを送付し、当該施設の監視を依頼するので、対応をお願いする。

(7) その他

ア 乳児用調製液状乳の規格基準の設定について

従前の経緯

- 乳及び乳製品については、食品衛生法に基づき乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）により規格基準を定めている。乳等省令において、乳幼児を対象とする食品として調製粉乳を規定しているが、海外で流通している乳幼児を対象とする調製液状乳（液体ミルク）については、個別の規格基準はなく、乳飲料に分類されてきた。
- 調製液状乳については、平成 21 年に事業者団体より、消費者の利便性の観点から個別の規格基準を設定してほしい旨、要望書が提出されたことから、同年に薬事・食品衛生審議会乳肉水産食品部会にて改正要望の審議し、事業者団体に対して、検討に必要な微生物増殖や保存試験に関するデータの提供を求めてきた。
- 平成 30 年 2 月に事業者団体より液体ミルクの安全性に係るデータが提出されたことから、同年 3 月 12 日に器具容器包装・乳肉水産食品合同部会を開催し、調製液状乳の規格基準案を了承、同年 8 月 8 日に省令改正等を行い、調製液状乳の規格基準を設定した。

今後の取組

- 今後、関係省庁や地方自治体とも連携して、調製液状乳の適切な取扱い等について周知に努めていく。

都道府県等に対する要請

- 調整液状乳は、一般的に流通されていないが、今後、広く流通されることが想定されているため、適切な取扱い等について、関係者等を通じ周知徹底をお願いする。

イ 豆腐の規格基準の改正（無菌充填豆腐の常温流通）

従前の経緯

- 豆腐の規格基準については、食品衛生法において豆腐は冷蔵等しなければならないと規定していたが、今般、無菌充填技術を用いた豆腐（以下「無菌充填豆腐」という。）について、平成 30 年 3 月に開催された薬事・食品衛生分科会にて豆腐の規格基準改正について常温流通の安全性について了承されたため、新たに無菌充填豆腐に関する規格基準を設定した。改正の内容は以下のとおり

1 成分規格

常温で保存する豆腐について、発育し得る微生物が陰性でなくてはならない旨の成分規格を新規に規定したこと。

2 製造基準

無菌充填豆腐の製造時の殺菌又は除菌等の方法を設定したこと。

3 保存基準

無菌充填豆腐については、冷蔵するか、又は十分に洗浄し、かつ、殺菌した水槽内において冷水（食品製造用水に限る。）で絶えず換水をしながらか保存しなければならないとする規定の対象外としたこと。

都道府県等に対する要請

- 無菌充填豆腐は一般的に流通されている豆腐とは異なる製造方法であるため、豆腐の規格基準の改正の内容について事業者への周知徹底をお願いする。

5. その他食品関係

(1) カネミ油症対策

従前の経緯

- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいたところである。
- 健康実態調査の調査結果については、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられたところである。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき策定することとなっている「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」（以下「告示」という。）については、平成24年11月30日に告示され、この指針に基づき、平成25年6月21日に国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始し、その後毎年度調査を実施している。

今後の取組

○ 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、必要な施策を実施していく。

※これまでの進捗状況

①健康実態調査の実施

平成26年度の調査協力者：1,437名

平成27年度の調査協力者：1,441名

平成28年度の調査協力者：1,437名

平成29年度の調査協力者：1,425名

平成30年度の調査協力者：1,411名

②油症患者の認定範囲の拡大

平成24年12月3日に診断基準を改定。平成30年12月末までの認定患者数は2,322名（うち同居家族認定は320名）

③三者協議の実施

平成30年6月23日（第12回）及び平成31年1月19日（第13回予定）に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者で、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

○ 平成27年9月に法施行後3年を迎えたことから、法附則第2条の規定に基づく対応として、三者協議において、これまでの施策に加えて、

①患者が油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実すること

②効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進すること

③都道府県に相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築すること

④油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大を図ること

の4つの支援措置を示したところであり、引き続き、施策の総合的な推進を図る。

都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠である。特に、患者からは予算成立後速やかに調査を実施し、健康実態調査支援金もできるだけ速やかに（遅くとも9月末までに）支払っていただくよう要請があるため、平成31年度以降も協力をお願いする。
- 平成31年度の健康実態調査においても、平成30年度の健康実態調査と同様に、油症患者受療券が利用できる医療機関についての要望をとりまとめているところであり、その結果を踏まえ、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いする。
- 同居家族認定の周知のため、平成31年度健康実態調査の送付の際に、周知や申請手続の案内のための書類を同封するようお願いする。
- 毎年度実施している油症検診の実施に際しては、油症患者の希望等を考慮することとし、検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるようお願いする。また、油症検診の周知について協力をお願いする。
- 患者から、居住地の移転や死亡に関する連絡を受けたときは、患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係自治体やカネミ倉庫等に供するようお願いする。
- 各都道府県等における円滑な油症患者の認定手続き及び認定時の国への状況報告を引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続きお願いする。
- 患者からは、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいとの要望があり、平成28年度健康実態調査等事業から、相談支援に関する項目を加えたところである。これを踏まえ、各都道府県においては、この事業を活用して相談支援員の設置を進め、従来の相談窓口や油症治療研究班に設置されている油症相談員との連携を図り、適切な相談対応をお願いする。
- 現在、厚生労働省において、油症患者に対する施策の一層の推進のため、都道府県（カネミ油症担当）、カネミ倉庫株式会社、油症治療研究班都道府県などの各主体が別々に管理・更新を行っている患者情報について、データ形式、記入・記録方法、保管期間等の現状に関する調査（「カネミ油症健康実態調査の分析等に資する患者情報の連携に係る現状調査」）を実施している。各都道府県においては、調査の趣旨・必要性等をご理解頂き、同調査への協力をお願いする。
- 上記のほか、法及び告示に基づき、関係地方公共団体においては、引き続き積極的に国が実施するカネミ油症患者に関する施策の実施に協力するとともに、地域の特性に応じたカネミ油症患者に関する施策の策定及び実施に努めるようお願いする。

(2) 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発第0027第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 平成27年1月、「平成26年度森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財) ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について要請した。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化等に伴う生活の場の確保に関連して、施設入所等に関する通知を再周知するため、平成28年9月16日付事務連絡「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」を発出した。
- 障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者へ適切なサービスが65歳以降にも提供されるよう、平成31年1月10日付事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」を発出した。

今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じている。

都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる5点をお願いする。
- ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的に開催すること。
 - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等を通じた厚生労働省から都道府県等への伝達の内容については、関係部局及び管下市町村等に対する周知を徹底すること。
 - ④ 市町村に対し、森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。
 - ⑤ 平成31年1月10日付事務連絡「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」に基づき、市町村において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、障害保健福祉部局と介護保険部局とが連携し、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害者総合支援法に基づく介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めることとし、障害のある被害者への支援の必要性や本人の意向を踏まえて、個々の実態に即した支給決定がなされるよう、市町村等の関係行政機関と緊密な連絡調整を図るとともに、管内市町村あて周知徹底いただくこと。

(3) 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーション

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条、食品衛生法第64条、第65条）。
 - ※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
 - 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、SNSによる情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
 - ※ パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、メールで送付しているので、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。
- 《平成30年度の主な実績》
- ・ Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin_ANZEN））による情報発信：食中毒予防、検討会・説明会等の開催案内 等
 - ・ 食品中の放射性物質に関する意見交換会等：全国7カ所で開催
 - ・ 「食品衛生法等の一部を改正する法律」に基づく政省令案に関する説明会：全国7カ所で開催
 - ・ 輸入食品の安全性確保に関する意見交換会：全国2カ所で開催（予定）
 - ・ パンフレット「食品の安全性確保に関する取組」の作成
 - ・ チラシ「食品衛生法が改正されました」の作成
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなどの協力をしている。

今後の取組

- 今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。
- 《平成31年度の主な予定》
- ・ Twitter（厚生労働省食品安全情報（@Shokuhin_ANZEN））による情報発信
 - ・ ホームページの充実
 - ・ 意見交換会の開催（食品中の放射性物質、輸入食品の安全性確保 等）
 - ・ パンフレット、リーフレット等の広報資材の作成

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力に改めて御礼を申し上げます。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、願います。
厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

6. 生活衛生行政について

(1) 生活衛生関係営業等への対応について

ア 生活衛生同業組合の活動等について

従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成 23 年度より生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成 26 年度より毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。
- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する周知広報の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④後継者・若手人材の育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者、行政等の関係機関による連携・対話の推進の 5 項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位のご協力により、平成 30 年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、引き続き新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者及び生衛組合への情報提供や周知広報へのご配慮をお願いする。

イ 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定について、平成 30 年度については、理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業（すし店）の振興指針の改訂作業を進めている。なお、興行場営業については、平成 31 年度に改正を予定している。

都道府県等に対する要請

- 振興指針の改正の告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、各都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生活衛生同業組合に対する適切な指導方よろしく願います。
- また、営業の振興の目標が平成 30 年度末までとなっている興行場営業についても、振興計画を 1 年延長するための変更認定申請等が円滑に行われるよう、併せて適切な指導方よろしく願います。

(2) ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用方針等

ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、出入管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項規定に基づき、法第2条の3第1項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運方針」という。）を定める。

人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

ビルクリーニング分野

特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

1) 特定技能外国人受入れの趣旨・目的

ビルクリーニング分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

関連業界では、生産性の向上や国内人材の確保の取組として、ロボット化の普及促進や高齢者・若年者雇用の推進、賃金引上げに向けた方策に取り組んでいる。

(生産性向上のための取組)

生産性向上のための取組として、平成29年度の公益社団法人全国ビルメンテナンス協会の調査によると、約6割の企業がロボット導入に前向きな意向を示しており、ビルクリーニング業者、メーカー、ビルオーナー等が連携して協議会を開催し、清掃機械の開発、業務用清掃ロボットの性能の検証やその導入促進に向けた検討を急速に進めているほか、出勤状況をオンラインで把握する等の業務管理の効率化を図るIT化を進めている。

(国内人材確保のための取組)

厚生労働省の産業別高齢者雇用推進事業により、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会において「ビルメンテナンス業高齢者雇用推進ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づく取組により業界の高齢者雇用に推進している。平成27年国勢調査によると、ビル・建物清掃員の職種においては、従業者のうち65歳以上の高齢者が37.2%を占めているところである。

若年者雇用の取組としては、平成 28 年に、技能検定の対象であるビルクリーニング技能士について、単一等級から複数等級に制度変更することにより、技能レベルを段階ごとに確認できるようにし、経験年数が少ない若者が、自分の技能レベルを確認しつつ意欲をもって業務に従事できるような環境を整備している。

また、賃金引上げに向けた方策として、厚生労働省において「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を策定し、ビルメンテナンス業者が品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、国や地方公共団体等に対して、最新の労務単価等を的確に反映した積算を行うなど、適正な発注をするよう働きかけている。同ガイドライン発出後は、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて全国 9 か所 18 回にわたり発注担当者に対するセミナーを開催し、同ガイドラインの周知徹底を図っている。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

ビルクリーニング分野については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。）の適用対象となる特定建築物が年々増加する中で、ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移し、平成 29 年度には 2.95 倍に達しており、人材の確保が困難な状況となっている。

平成 27 年国勢調査によると、ビル・建物清掃員の職種においては、従業者のうち女性が 70.9 %を、65 歳以上の高齢者が 37.2 %を占めているなど、従前より、女性、高齢者を積極的に雇用しているが、近年の人手不足に鑑み、女性や高齢者が他分野で就労機会を多く得られるようになったためビルクリーニング分野を希望しなくなったことにより、人手不足が加速化していると考えられる。

人手不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康が損なわれるおそれがあることから、その防止のために、特定技能外国人の受入れが必要である。また、ビル・建物清掃員の平成 29 年度の地域ブロック単位の有効求人倍率は、最も高い中国地方が 3.80 倍、最も低い東北地方が 2.03 倍であり、全国的に人手不足が深刻な状況であることから、特定技能外国人の受入れが急務である。

(4) 受入れ見込数

ビルクリーニング分野における向こう 5 年間の受入れ見込数は、最大 3 万 7,000 人であり、これを向こう 5 年間の受入れの上限として運用する。

向こう 5 年間で 9 万人程度の人手不足が見込まれる中、今般の受入れは、毎年 1 %程度（5 年間で 4 万人程度）の生産性向上及び追加的な国内人材の確保（5 年間で 1 万 3,000 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる数を上限として受け入れるものであり、過大な受入れ数とはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

ビルクリーニング分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又はビルクリーニング分野の第 2 号技能実習を修了した者とする。

(1) 技能水準（試験区分）

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」

(2) 日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」

4 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 厚生労働大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2（4）に掲げた向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
- (2) 受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、法務大臣に対し、受入れの再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

建築物内部の清掃

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、都道府県知事より、建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていること。

イ 特定技能所属機関は、厚生労働省が設置する、ビルクリーニング分野の業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者で構成する「ビルクリーニング分野特定技能協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

ウ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

厚生労働省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

厚生労働大臣は、ビルクリーニング分野において各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の基本的な仕組みや地域における登録支援機関情報の周知等を、特に人材不足が深刻な地域に重点化して、業界団体とも連携して実施する。また、厚生労働省は、地域的な人手不足の状況について、地域別の有効求人倍率等による定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得た情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知することを含め、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」
に係る運用要領

平成30年12月25日

法 務 省
警 察 庁
外 務 省
厚生労働省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

「ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験」

(1) 技能水準及び評価方法

(技能水準)

当該試験は、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、ビルクリーニング分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：実技試験

実施回数：国内外でそれぞれ年おおむね1回から2回程度実施予定

開始時期：平成31年秋以降を予定

(2) 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施することで適正な実施が担保される。

(3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能

実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

（1）「日本語能力判定テスト（仮称）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

実施回数：年おおむね6回程度、国外実施を予定

開始時期：平成31年秋以降に活用予定

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（2）「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

（日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

（評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

実施回数：国内外で実施。国外では80か国・地域・239都市で年おおむね1回から2回実施（平成29年度）

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

（3）業務上必要な日本語能力水準

上記（１）又は（２）の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第２ 法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

１. ビルクリーニング分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

厚生労働大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- （１）ビルクリーニング分野の１号特定技能外国人在留者数（３か月に１回法務省から厚生労働省に提供）
- （２）有効求人倍率、有効求人者数と有効求職者数の差
- （３）業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査等

２. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- （１）厚生労働大臣は、上記１に掲げた指標の動向や当初の受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況についての的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう５年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- （２）上記（１）で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

１. １号特定技能外国人が従事する業務

ビルクリーニング分野において受け入れる１号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針３（１）に定める試験及び運用方針５（１）に定める業務に従い、上記第１の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。

２. 従事する業務と技能実習２号移行対象職種との関連性

「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第２号技能実習を修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、１号特定技能外国人が従事する業務で

要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験を免除する。

3. 特定技能所属機関に対して特に講じる措置

(1) ビルクリーニング分野特定技能協議会（仮称）（運用方針5（2）イ関係）

厚生労働省は、ビルクリーニング分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者により構成される「ビルクリーニング分野特定技能協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は以下の事項について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

(2) 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5（2）エ関係）

特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

(1) 治安上の問題に対する措置

厚生労働省は、ビルクリーニング分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

(2) 治安上の問題を把握するための取組

厚生労働省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

厚生労働省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

7. 水道行政について

(1) 改正水道法について

従前の経緯

- 日本の水道は、97.9%（平成 28 年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行、耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱、計画的な更新のための備えが不足といった課題に直面し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが重要である。

また、指定給水装置工事事業者制度において、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題となっている。
- 厚生労働省では、これまで、新水道ビジョン（平成 25 年 3 月策定）の提示及び水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成 21 年 7 月策定）等各種ツールの提供等により、水道事業者による課題の把握及び対策の実施を支援してきた。
- 加えて、制度的対応についても検討するため、平成 27 年 9 月より水道事業基盤強化方策検討会を開催し、同検討会の中間とりまとめを踏まえ、平成 28 年 3 月 2 日に「水道事業の基盤強化に向けた取組について」及び「水道事業の広域連携の推進について」（いずれも厚生労働省水道課長通知）を発出した。さらに、平成 28 年 3 月からは、厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会を開催し、同専門委員会において、適切な資産管理や広域連携の推進など水道事業の基盤強化を図るための具体策について議論を重ね、平成 28 年 11 月 22 日に報告書「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」がとりまとめられた。
- 報告書を踏まえ、平成 29 年 3 月 7 日に、水道の基盤の強化を図るための施策の拡充を内容とする「水道法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第 193 回通常国会に提出されたが、平成 29 年 9 月 28 日の衆議院の解散を受け審議未了により廃案とされた。

その後、平成 30 年 3 月 9 日に同法律案が再び閣議決定され、第 196 回通常国会に提出され、衆議院で審議・可決された後参議院に送付されたが、会期終了に伴い継続審議とされた。第 197 回臨時国会においては参議院で審議・可決された後衆議院に再送付され、同年 12 月 6 日に衆議院本会議で可決・成立し、12 月 12 日に公布された。

今後の取組

- 今回の法改正においては、「人口減少社会や頻発する災害に対応できるよう施設の維持管理や修繕、計画的な更新を行うこと、中小規模の水道事業者の広域連携を推進すること等により、水道の基盤を強化し、将来にわたり持続可能な水道とすること」を基本理念とし、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤の強化」に改めるとともに、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善について規定している。具体的には、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講ずることとしている。
- 改正水道法は、一部の規定を除き公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日から施行される。今後、改正水道法の施行に向けて政省令を改正するとともに、国が定める水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）の策定や、水道基盤強化計画作成に関する手引き、水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン、コンセッション方式導入の許可申請等に係るガイドライン（以下「コンセッション方式に係るガイドライン」という。）を策定する予定である。これらのうち、基本方針については水道事業の維持・向上に関する専門委員会において、また、コンセッション方式に係るガイドラインについては検討会を新たに設置して、有識者による議論を踏まえて策定する予定である。

都道府県等に対する要請

- 都道府県及び水道事業者等におかれては、改正水道法及び平成28年3月2日の2つの通知を踏まえ、引き続き水道の基盤強化のために必要な対応をよろしく願います。
 - ・水道事業者等においては、引き続き自らの事業基盤の強化を進めていただきたい。
 - ・都道府県においては、広域連携の推進役として、水道事業者間、水道用水供給事業者間、水道事業者と水道用水供給事業者との間の調整を行うとともに、水道事業者等が行う事業基盤の強化に関し、情報の提供及び技術的な援助を行っていただきたい。
- また、水道法の改正に関するHPや各種会議資料（水道技術管理者研修、全国水道関係担当者会議、水道の基盤強化のための地域懇談会等）、情報提供資料（平成30年10月10日付け「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入について（再周知）」）に示した改正水道法の内容を参考に、取組を進めていただくようお願いする。

(2) 水道事業関係予算について

従前の経緯

- 水道は災害時においても安定した給水を確保することが求められるライフラインであるが、全国の基幹的な水道管の耐震適合率は平成 28 年度末で 38.7%と依然として低い状況にある。
- また、高度経済成長時代の 1970 年代に集中整備された水道施設は、全国的に更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれる一方、運営基盤の弱い小規模事業者が多いことや、人口減少等により料金収入が減少していることから、水道施設の耐震化・老朽化対策の推進を図る上で、広域化の推進等による運営基盤の強化が喫緊の課題となっている。
- これらの課題に対応するため、水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化に関する施設整備をより効果的に支援することを目的として、平成 26 年度補正予算で、都道府県が地域の实情に応じて各事業者に配分できる生活基盤施設耐震化等交付金を創設し、支援策の充実を図ってきた。
- 平成 30 年 7 月豪雨や平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害を踏まえ、全国の上水道事業等を対象に、重要度の高い水道施設^(※)の災害対応状況について緊急点検を行い、大規模な断水が生じるおそれがある施設のうち緊急に対策を講ずべきものとして、
 - ①停電によるもの：139 ヲ所
 - ②土砂災害によるもの：94 ヲ所
 - ③浸水災害によるもの：147 ヲ所が判明した。
(※) 病院等の重要給水施設に至るルート上にある水道施設
- これを受けて、平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（以下「緊急対策」という。）において、停電・土砂災害・浸水災害・地震により大規模な断水が生じる恐れのある水道施設に対して、2020 年度までに
 - ・自家発電設備の設置等の停電対策
 - ・土砂流入防止壁の設置等の土砂災害対策
 - ・防水扉の設置等の浸水災害対策

- ・浄水場3%（供給能力ベース）、配水場4%（有効容量ベース）の耐震化
- ・基幹管路の耐震化のペースの加速

を実施することとした。

今後の取組

- 水道施設の整備に関する平成31年度予算案については、緊急対策の実施に必要な経費を含め、他府省計上分と合わせて、平成30年度予算額375億円から275億円増額の650億円（173.6%）を計上している。

平成30年度第2次補正予算案（270億円）と平成31年度予算案を合わせた施設整備費の総額では920億円であり、特に、生活基盤施設耐震化等交付金の総額は昨年度と比べて185億円増の632億円となっている。

- 平成30年度2次補正予算案及び平成31年度当初予算案においては、緊急対策に盛り込んだ非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事を新たに水道施設整備費補助金の対象事業とすることとしている。

- また、平成31年度当初予算案においては、生活基盤施設耐震化等交付金の支援策を拡充し、水道管路緊急改善事業の交付対象となる管種に「耐震性の低い継手を有する鋼管」を追加するほか、改正水道法に基づく水道事業の広域化を更に促進するため、水道事業運営基盤強化推進事業における広域化の支援策の充実を図ることとしている。

（広域化の支援に対する主な充実内容）

①広域化事業の交付対象事業者の拡充

3以上の水道事業者での広域化（事業統合または経営の一体化に限る）事業の交付対象事業者について、水道用水供給事業者及び特定簡易水道事業者以外の簡易水道事業者も対象とする。

また、小規模水道事業者（給水人口1万人以下）を含めた広域化において広域化後の水道料金回収率が100%以上となることが見込まれる場合、小規模水道事業者は資本単価要件を免除する。

②広域化事業及び運営基盤強化等事業の交付期間の見直し

「広域化事業開始後10年間」を交付対象期間とする。（平成41年度までの交付期限は廃止

する)

③共同施設の整備事業を交付対象事業として創設

都道府県が策定する水道基盤強化計画等の区域として将来的に広域化を実施する旨が明示される場合、水道事業者の共同施設の整備に要する経費を交付対象とする。

- 東日本大震災に係る水道施設災害復旧費については、平成 31 年度予算案として、各自治体の復興計画において、平成 31 年度に予定されている施設の復旧に必要な経費の財政支援を行うため、復興庁に 90 億円を一括計上している。

都道府県等に対する要請

- 今後依頼予定の緊急対策に関する要望書の提出にあたっては、非常用自家発電設備整備等の新規事業の積極的な検討や、基幹管路や浄水場等の水道施設耐震化の加速につながる検討（前倒し、掘り起こし等）を進め、今般の予算を活用していただくよう、各関係者へ取組みを促していただきたい。
- 東日本大震災に係る災害復旧事業については、復興期間の終了年度である平成 32 年度までに事業を終えることができるよう、引き続き各事業者との連携・働きかけをお願いする。
- 生活基盤施設耐震化等交付金については、平成 28 年度から、都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、都道府県が地域の実情に応じて各事業者に交付することとなっていることから、水道事業の広域化や水道施設の耐震化等を推進し、持続可能かつ強靱な水道が構築されるよう、地域の実情に応じて弾力的に配分を行うなど、引き続き積極的な取組をお願いする。

水道法改正法 よくあるご質問にお答えします

平成 31 年 1 月 10 日

問 1 今回の法改正の目的は何ですか？

(答)

- 老朽化した水道施設の更新や耐震化が遅れ、漏水事故や断水のリスクが高まっているとともに、人口減少社会を迎えて経営状況が悪化し、小規模で脆弱な水道事業者では水道サービスを継続できないおそれが生じているなど、水道事業は深刻な課題に直面しています。
- 今回の法改正は、水道の基盤強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために制度改正したものです。

<主な改正内容>

①「広域連携の推進」(スケールメリットを活かして効率的な事業運営が可能)

【現状】

- 水道事業は主に市町村が経営。小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多い。
(全国 1,355 の上水道事業のうち給水人口 5 万人未満の小規模事業者が約 7 割 (921 事業))

【対応策】

- 都道府県に対して市町村を超えた広域的な見地から水道事業者等の調整を行う責務を規定し、広域連携の推進役として位置付けるなどにより、広域連携を推進。

②「適切な資産管理の推進」(水道管の計画的な更新や耐震化を進める基礎)

【現状】

- 高度経済成長期に整備された水道施設が老朽化。大阪府北部地震や北海道胆振東部地震では耐震性の低い水道管が多数破損し、広範囲で断水が発生。
一方、資産管理の前提となる水道施設台帳は約 4 割の水道事業者が未整備。

【対応策】

- 水道施設の更新に要する費用を含めて事業の収支見通しを作成し、長期的な観点から水道施設の計画的更新に努める義務の創設により、必要な財源を確保した上で、水道施設の更新や耐震化を着実に進展させ、地震等の災害に強い水道を構築。
- 適切な資産管理の前提となる水道施設の台帳整備等の義務付け。

③「多様な官民連携の推進」(民間の技術力や経営ノウハウを活用できる)

【現状】

- 従来から、水道事業を経営する自治体は、メーター検針や料金徴収等に係る事務の委託や、浄水場の運転管理等の技術的業務の委託、民間資金を活用して施設の設計・建設・維持管理を行う PFI 等、民間の技術力や経営ノウハウを活用した官民連携を推進。
- PFI の一類型であるコンセッション方式については、現在でも導入可能だが、水道事業についての実績はない。

【対応策】

- コンセッション方式について、官民連携の選択肢の一つとなるよう、公の関与を強化した仕組みとするなど、多様な官民連携を推進。
※ コンセッション方式：利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を自治体が所有したまま、民間企業に水道事業の運営を委ねる方式。

問2 今回の法改正により水道が民営化されるのですか？

(答)

- 平成23年のPFI法改正によりコンセッション方式が創設された当初から、水道事業については住民に対する給水責任を民間事業者に負わせる形であればコンセッション方式を導入することができました。今回の改正法では、事業の確実かつ安定的な運営のため公の関与を強化し、給水責任は自治体に残した上で、厚生労働大臣の許可を受けてコンセッション方式を実施可能にしたものです。

コンセッション方式の導入について、国や自治体の関与を強めたもので、水道事業自体を「民営化」するものではありません。

<コンセッション方式に関する制度改正のポイント>

①水の供給責任

水道事業者として住民に水を供給する責任は、従来通り市町村が負います。

②事前の対応

地方自治体は、PFI法に基づき、あらかじめ料金の枠組み(上限)や民間事業者に委ねる管理運営の内容や水準等を定めます。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可します。

③事後の対応

地方自治体は、PFI法に基づき、モニタリングを実施し、早期に問題点を指摘・改善します。これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が直接、民間事業者の報告徴収・立入検査を行います。

- また、コンセッション方式は、あくまで官民連携の選択肢の一つです。住民サービスの向上や業務効率化を図る上でメリットがある場合に、地方自治体が議会の議決を経て、地方自治体の判断で導入するものです。

問3 コンセッション方式については、世界中で失敗し、再公営化されているのではないですか？

(答)

- パリなどの再公営化の代表的事例など海外の事例を包括的に調査した報告書等から、海外の失敗事例における課題(①水質の悪化など管理運営レベルの低下、②水道料金の高騰、③民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備)を整理し、それらの教訓を踏まえ、十分対応できる制度設計をしています。
- 再公営化された事例が各地にあることは事実ですが、民間委託が進んでいるフランスやアメリカでは、近年も契約の9割以上が更新(継続)されているなど、海外で一律に再公営化が進行しているわけではありません。

問4 コンセッション方式を導入した場合、水道水の安全性に問題は生じませんか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容や管理・運営レベルを明確に定めます。
- さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとしています。

問5 コンセッション方式を導入した場合、水道料金が高騰しませんか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき条例で料金の枠組み（上限）をあらかじめ決定します。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができません。
- これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしています。

問6 コンセッション方式を導入した場合、民間事業者への監督はどのように行われるのですか？

(答)

- 我が国の制度では、まず地方自治体が、PFI法に基づき民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求します。
- これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方自治体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査します。

<水道におけるモニタリングの実施方法の例>

モニタリングの方法	内容
a. 日常モニタリング	民間事業者の日報に基づき業務の実施状況を確認
b. 月次モニタリングと四半期モニタリング	水質データ等により実施状況を確認し、計画に沿って実施されているか等を確認。
c. 年次モニタリング	年間の業務実施総括として総合的に評価。
d. 随時モニタリング	抜き打ちで検査し、直接状況を確認。

会議体名	議題	頻度
年度事業報告会	・ 事業結果（決算、財務状況、要求水準の充足状況）の確認 ・ 議題の確認 ・ 次年度事業計画の確認	1回／年
四半期業務報告会	・ 業務進捗状況、収支状況、財務状況、要求水準の充足状況の確認 ・ 課題の確認	1回／四半期
月例報告会	・ 業務進捗状況、要求水準の充足状況の確認 ・ 課題の確認	1回／月

問7 コンセッション方式を導入した場合、災害が起こったときに適切に対応できるのですか？

(答)

- コンセッション方式を導入した場合も、水道事業者は地方自治体のままで、これまでと変わりません。災害時の対応も、地方自治体が事業の最終的な責任を負った上で実施します。復旧事業に対する国庫補助等の財政支援も、これまでと同様に行われます。
- 災害時の対応をどこまで民間企業に委ねるかは、あらかじめ実施契約で定めます。厚生労働大臣は、地方自治体と民間事業者の間の役割分担が明確に定められているかを確認した上で許可します。
- 民間事業者はあらかじめ定められた明確な役割の範囲内で責任を分担し、災害時においても、地方自治体と民間事業者によって確実に災害対応が行われる仕組みとなっています。

問8 コンセッション方式には、外資系企業だけが参入することになりませんか？

(答)

- 今回の法改正では、外資系企業かどうかにかかわらず、コンセッション方式を導入する場合でも、水道事業を安全かつ確実に運営できる仕組みを盛り込んでいます。また、地方自治体がコンセッション方式を導入しようとする場合、その事業者は、国内企業、外資系企業問わず、透明かつ公平に選定する仕組みになっています。
- そもそも国内企業も、今でも浄水場の運転管理等を通じて十分な実績があります。こうした企業はコンセッション事業を受ける能力を保有しており、外資系企業だけが参入することにはなりません。

＜水道事業における官民連携手法と取組状況＞

業務分類	制度概要	取組状況（実施例）
水道法に基づく第三者委託	浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託する方式	191 箇所（46 水道事業者）
DBO (Design Build Operate)	地方自治体（水道事業者）が資金調達し、施設の設計・建設・運転管理などを包括的に委託する方式	6 箇所（7 水道事業者）
PFI (Private Finance Initiative)	民間事業者による資金調達の下、地方自治体が、施設の設計・建設・運転管理等の業務全般を包括的に委託する方式	12 箇所（8 水道事業者）

問9 一度、コンセッション方式を導入すると、仮に事業が失敗しても元に戻せないのではないですか？

（答）

- コンセッション方式を導入する場合も、民間事業者を監視・モニタリングするための職員は地方自治体に残ります。
民間事業者の経営状況や業務の実施状況に対する日常的なモニタリングにより、経営難に陥る前に対処します。
- 万が一、事業継続が不可能となった場合でも、これまでモニタリングを担当してきた地方自治体の職員が中心となり、自ら直営で水道事業を実施することにより事業継続が可能です。水道の運転管理に実績のある他の事業者に委託することもできます。
- こうしたリスクに備えた措置についても、あらかじめ事業契約で定めておくことが必要です。さらに、今回の法改正では、厚生労働大臣がその内容を確認した上で、許可する仕組みとなっています。